

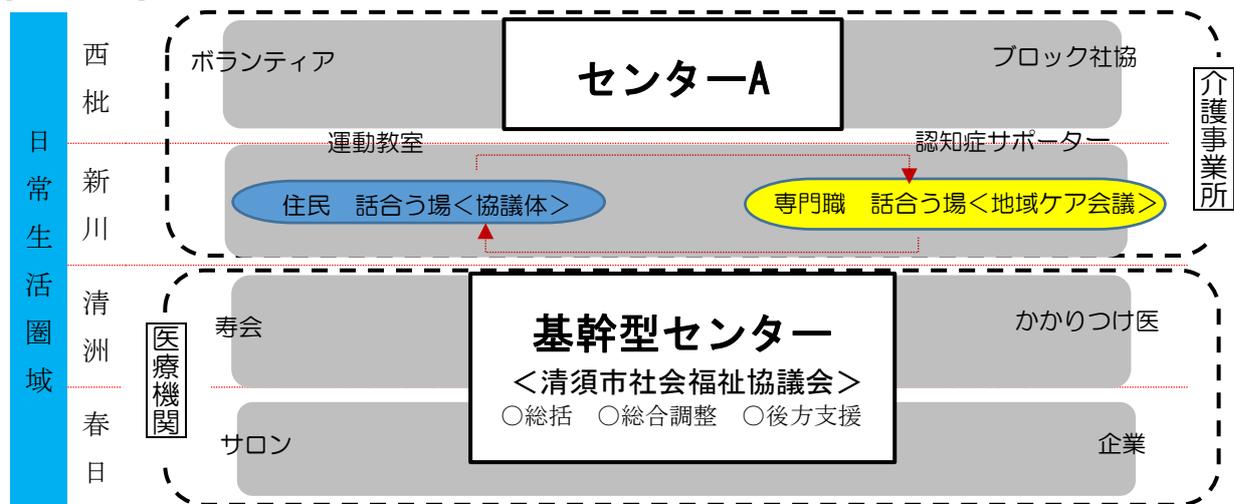
包括支援センターの複数設置について

1. センターの現状と今後

計画名	第7期 <H30-R2>	第8期 <R3-R5>
日常生活圏域数(設置区域)	1箇所(市内全域)	4箇所①西枇②新川③清洲④春日
包括支援センター数(設置区域)	1箇所(市内全域)	2箇所①新川・西枇②清洲・春日

※第8期介護保険事業計画策定委員会で承認済

【令和4年度】



2. センターの設置場所

第2回包括支援センター運営協議会の資料及び委員の意見より 要約

西枇杷島地区にセンターを設置することが望ましい理由

○データに基づく根拠

- ・来所による相談件数は相対的に低い
- ・民生委員への相談件数が極めて高い

○委員からの意見

- ・距離的要因による民生委員とセンター職員との連携
- ・独居高齢者の増加に伴うアウトリーチ支援の必要性
- ・困難ケースになる前の早期介入

○設置候補場所

場所の選定については、**利便性(アクセス)、長期的に利用が可能な場所の確保**が住民サービスの向上に繋がることから、市が今後の公共施設の統廃合等を勘案し、センターの設置場所を指定する。